

札幌医科大学保健医療学部ステークホルダー懇談会規程（令和6年1月4日規程第1号）

（設置）

第1条 札幌医科大学保健医療学部看護学科、理学療法学科及び作業療法学科（以下「各学科」という。）における教育プログラムに関して、教員、多様な学外関係者及び在学生から意見を聴取し、もって教育プログラムの質の改善・向上を図るために、保健医療学部長の諮問機関として、札幌医科大学保健医療学部ステークホルダー懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（構成等）

第2条 懇談会は、第1号及び第2号の学内委員、第3号から第7号までの学外委員及び第8号の学生委員をもって構成する。

- (1) 保健医療学部長
- (2) 本学保健医療学部の教育プログラムに関わる主要な学内関係者 若干名
- (3) 札幌医科大学後援会の関係者 若干名
- (4) 札幌医科大学保健医療学部同窓会の関係者 若干名
- (5) 学外臨地・臨床実習施設の関係者 若干名
- (6) 本学の所在する地域医療の関係者 若干名
- (7) 高等学校教育・大学教育・保健医療学教育の学外有識者 若干名
- (8) 本学保健医療学部の学生 3名

2 前項の学内委員又は学外委員は、それぞれ5名以上10名以内とする。

3 第1項第2号の学内委員及び同項の学外委員は、保健医療学部長の推薦に基づき、学長が委嘱し、又は任命する。

4 第1項第8号の学生委員は、各学科から1名ずつ選出し、学長が委嘱し、又は任命する。

5 保健医療学部長は、委員の推薦に際して、保健医療学部教授会の意見を聴くものとする。

6 第1項の学内委員及び学外委員の任期は2年とし、再任することを妨げない。

7 第1項第8号の学生委員の任期は1年とし、再任することを妨げない。

8 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）

第3条 懇談会に議長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する前条第1項第2号の委員がその職務を代理する。

3 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を懇談会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（懇談会の会議）

第4条 懇談会の会議は、必要に応じて議長が招集し、開催するものとする。

（所掌事項）

第5条 懇談会は、次に掲げる事項について、保健医療学部長の諮問に応じて審議し、保健医療学部長に対して提言又は助言を行うものとする。

- (1) 札幌医科大学保健医療学部の教育プログラムに関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

（分科会）

第6条 懇談会は、前条に掲げる所掌事項に関し、各学科における専門的な協議又は意見聴取を行うため、分科会を設置し、開催することができる。

（事務）

第7条 懇談会の事務は、事務局学務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇談会及び分科会の運営に関して必要な事項は、議長が懇談会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。